

工事請負契約について（那覇・南風原クリーンセンター灰出し設備改良工事）

次のとおり工事請負契約を締結する。

令和 5 年 8 月 10 日提出

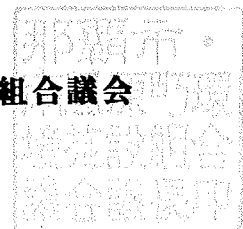
那覇市・南風原町環境施設組合
管 理 者 知 念 覚

1. 契約の目的 那覇・南風原クリーンセンター灰出し設備改良工事
2. 契約の方法 制限付一般競争入札
3. 契約金額 686,400,000 円
4. 契約の相手方
請負者 住 所 福岡市博多区博多駅東二丁目 7 番 27 号
商 号 J F E エンジニアリング株式会社九州支店
氏 名 支店長 橋本 恭彦

（提案理由）

「那覇・南風原クリーンセンター灰出し設備改良工事」を施工するため、那覇市・南風原町環境施設組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を必要とするため、この案を提出する。

令和 5 年 8 月 10 日 同意
那覇市・南風原町環境施設組合議会
議長 翁 長 俊 英



工 事 請 負 仮 契 約 書

- 1 工事名称 那覇・南風原クリーンセンター灰出し設備改良工事
- 2 工事場所 那覇・南風原クリーンセンター(南風原町字新川 650 番地)
- 3 工事期間 議決の日から令和 7 年 3 月 31 日まで
- 4 請負代金額 ￥ 686,400,000-
うち消費税及び地方消費税の額 ￥ 62,400,000-
(注)消費税及び地方消費税の額は、消費税法第 28 条第 1 項及び第 29 条並びに地方税法第 72 条の 82 及び第 72 条の 83 の規定に基づき算出。
- 5 契約保証金 那覇市・南風原町環境施設組合契約規則第 4 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、免除する。
- 6 前金払い 適用あり。詳細は那覇市・南風原町環境施設組合工事請負契約約款に定める。
- 7 部分払い 適用あり。詳細は那覇市・南風原町環境施設組合工事請負契約約款に定める。

上記工事について、発注者那覇市・南風原町環境施設組合と受注者 JFEエンジニアリング株式会社 九州支店とは、那覇市・南風原町環境施設組合工事請負契約約款に基づき、各々対等の立場における合意により、工事請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約書は、当該契約について那覇市・南風原町環境施設組合議会の同意議決を得たときに、その議決の日をもって本契約に切り替わるものとする。この場合管理者は、議決のあった旨を遅滞なく受注者に通知するものとする。

この契約を証するため本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各自がその 1 通を所持する。

令和 5 年 7 月 18 日

発注者 南風原町字新川 650 番地
那覇市・南風原町環境施設組合
管理者 知 念 寛

受注者 福岡市博多区博多駅東 2 丁目 7 番 27 号
JFEエンジニアリング株式会社 九州支店
支店長 橋本 恭彦